

「京都市の生物多様性保全の在り方」に関する検討について

1 検討内容

京都市の生物多様性保全の在り方について

2 生物多様性と生物多様性保全によってもたらされる恵み

別紙参照

3 本市の自然環境の現状と課題等

○本市は、三山（東山・北山・西山）の山並みに囲まれ、その中を鴨川や桂川が貫流するなど、山紫水明の恵まれた自然環境と景観を有している。

○また、三山などの森が水害の発生を予防し、さらには豊かな水量・良好な水質の河川を維持するとともに、都市の発展に寄与してきた。

⇒生物多様性が 1200 年にわたり、本市に恵みと発展をもたらしてきた。



○しかしながら、近年、例えば、生活様式の変化等が生物多様性のバランス崩壊を招き、その結果、

- ・ナラ枯れ等による三山の荒廃

- ・マツ枯れ等がもたらす社寺の庭園（紅葉、苔）への影響

など、多くの課題が生じてきている。



京都の優れた自然環境を後世に伝えていくため、京都の地域特性を考慮した生物多様性の保全の在り方等について検討が必要である。

4 検討の進め方

（１）生物多様性保全検討部会の設置

環境審議会のもとに生物多様性保全検討部会（以下「部会」という）を設置し、「京都市の生物多様性保全の在り方」等について、専門的見地から御意見をいただきたい。

（２）部会の構成について

部会の構成員については、環境審議会規則第 3 条第 2 項により、「会長が指名する委員」及び「当該事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する者」と定めており、本審議会委員以外の方にも御参画いただきたいと考えている。

具体的には、学識経験者をはじめ、生物多様性保全に係る実践経験を有する市民や NPO 担当者、先進的な企業の取組をリードした担当者など 10 名程度を予定している。

（３）検討をお願いする事項

本市の調査結果に基づく課題等を踏まえた、生物多様性の保全に向けた施策の方向性など